

○４番（諏訪一則議員） ４番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

初めに、パブリック・コメントについてお伺いいたします。

常陸太田市パブリック・コメント手続に関する要綱、平成１９年７月３０日告示９８号ができ、市民から意見聴取の手法としてパブリック・コメントを実施しているが、現在どのぐらいの聴取ができていのでしょうか。

意見はできるだけ多く聴取する必要があると考えます。しかし、現在は意見聴取のできてない場合もあるのではないのでしょうか。パブリック・コメントは、意見聴取が判断するに当たり、市民からの声としての位置づけがあります。市民の皆様は、まだまだ認識していない現状があり、多くの市民がパブリック・コメントを通して認識、理解できるように、行政の努力が必要であると考えます。パブリック・コメントの制度は、市が施策の策定を行う際に、市民の皆様のご意見や情報を考慮し、最終的な政策試案を策定できるとともに、市の考え方も皆様にお伝えできる制度ではないかと私は思います。

そこで、意見聴取について、次の４つの点についてお伺いいたします。

１つ、パブリック・コメントを実施する目的についてお伺いいたします。

２つ目、パブリック・コメントの手続についてお伺いいたします。

３番目、意見の提出実績についてお伺いいたします。

４番目、パブリック・コメント以外の市民意見の聴取方法、パブリック・コメントの必要性、周知についてお伺いいたします。

次に、安心安全なまちづくりについてお伺いいたします。

オレオレ詐欺と呼ばれる犯罪が発生し始めてから、約１４年になります。振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は連日のように被害が発生しており、市民の平穏な生活を脅かすとともに、大きな社会問題となっております。オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺などのいわゆる振り込め詐欺のほか、金融商品取引引き名目、ギャンブル必勝法情報提供名目、異性との交際あっせん名目などの多様な詐欺が横行しております。これを総称して、特殊詐欺と呼ぶそうです。

子や孫に成り済ます振り込め詐欺などの特殊詐欺が後を絶たない状況のほか、今や特殊詐欺も巧妙な手口になり、現金による特殊詐欺ばかりではなく、外国から電話をかける電子マネー型、コンビニエンスストア等で、電子マネーを購入させた上で、個別暗証番号を聞き出し、だましとる手口や収納代行利用型コンビニエンス決済を悪用する手口といった、主にコンビニエンスストアを舞台とした被害であり、特殊詐欺全体の３５％を占めると言われています。

電子マネーについて入金させる巧妙な手口になり、被害が全国で発生しています。被害の多くは高齢者であります。自分は大丈夫と思っている人ほど危ないと言われ、高齢者が富裕で若年層が貧しい社会が産んだ犯罪との見方もされています。

茨城県の平成３０年１月より１２月までの特殊詐欺被害額は３億３,９７０万３,０００円で、２９０件になるそうです。今後、多種多様な特殊詐欺を撲滅すべく、これまでの取り組みと今後どのように取り組んでいくのかについて、市において特殊詐欺をゼロにすべく、どのような対応策

に取り組んでいくのかについてお伺いいたします。

1 項目、本市での被害状況についてお伺いいたします。

2 項目、これまでの特殊詐欺被害防止対策と今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、2 項目、6 点についてお伺いいたしまして、私の 1 回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。政策推進室理事。

〔加瀬智明政策推進室理事 登壇〕

○加瀬智明政策推進室理事 パブリック・コメントについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、パブリック・コメントの目的でございますが、パブリック・コメントは市の基本的な施策等の意思決定過程において、公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の積極的な市政への参画を促進をし、市民と行政との共働による開かれた市政を推進することを目的としております。

次に、パブリック・コメントの手続についてでございますが、市の重要な計画等の策定や改定、基本的な条例等の制定や改正に際しまして、事前にその案を公表をし、広く市民の皆様から意見を求めるとともに、寄せられた意見及び情報を考慮をして、最終的な意思決定を行うとともに、意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表することが一連の手続でございます。

なお、パブリック・コメントの公表は、広報紙などで公表について周知を行うとともに、担当課、広報広聴課、各支所、さらには、ホームページにおいて公表をしているところでございます。

次に、意見の提出実績でございますが、平成 30 年度には 6 件のパブリック・コメントを実施をいたしましたところ、3 件の事案に 10 件の意見が提出をされております。提出されました意見につきましては、意見に対する市の考え方をお示しした上で、公表をしております。

最後に、パブリック・コメント以外の市民からの意見聴取方法及びパブリック・コメントの必要性、周知に関するご質問にお答えをいたします。

市の重要な計画等の政策案を策定する際には、検討、構想といった早い段階から、さまざまな手法を使って市民の皆様のご意見やニーズを反映するように努めているとともに、策定段階に当たっては、策定のための策定委員会、審議会あるいは協議会等で市民や有識者の意見を取り入れる機会を設けて進めているところでございます。

平成 30 年度に、パブリック・コメントを実施いたしました第 3 次常陸太田市環境計画、常陸太田市一般廃棄物処理基本計画、常陸太田市空き家等対策計画、常陸太田市障害者計画、常陸太田市スポーツ推進計画の 5 件の計画につきましても、それぞれ審議会や策定委員会等を設置をし、市民や有識者、関係団体の代表者、町会長などにご協力をいただいて実施をされたものでございます。

パブリック・コメントは、議員ご発言のとおり、市の施策を市民の皆様のご意見や情報を考慮をし、最終的な政策案を策定できるとともに、市の考え方も皆様にお伝えできる制度でございますことから、大変重要な制度であると考えております。引き続き、広報、お知らせ板、ホームページ等で周知を図りながら、要綱の定めに基づき手続を進め、市政に反映をしてまいります。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 特殊詐欺被害防止対策についての2点のご質問にお答えいたします。

初めに、本市での被害状況についてでございますが、市内における近年の特殊詐欺の被害件数と被害額は、平成26年は2件430万円、平成27年は5件6,467万円、平成28年は14件、1,066万円、平成29年は4件700万円、平成30年は幸いに被害なしという状況でございます。件数、被害額とも減少しているところでございます。

手口の内訳を見ますと、オレオレ詐欺と架空請求詐欺で、特殊詐欺被害全体の96%を占めておりまして、被害に遭われた方は、65歳以上の高齢者が80%を占めている状況でございます。

次に、これまでの特殊詐欺被害防止対策と今後の取り組みについてでございますが、詐欺被害を防止するためには、市民に対する日ごろからの継続的な啓発が大切であることから、これまで市広報紙及びホームページによる啓発、市防災行政無線による注意喚起、市出前講座における市消費生活相談員による講話及びリーフレットの配布による啓発、太田警察署と連携した高齢者を対象とした防犯講話における啓発及び中学生に対してリーフレットの配布、成人式の際に新成人に啓発リーフレットを配布、健康福祉まつり等のイベント会場でのリーフレットの配布など、年間を通して継続的に注意喚起及び啓発に努めているところでございます。

また、太田警察署におきましては、コンビニエンスストアに対し、注意喚起のちらしの配布及び高額なギフト券の購入者等に対する注意の呼びかけ等、協力依頼、太田地区金融機関防犯連絡協議会と連携した研修会を開催し、被害防止に取り組んでおります。今後の取り組みといたしましては、特殊詐欺の手口は、年々複雑化、かつ巧妙化しておりますことから、これらに対応した広報紙やホームページへの掲載記事の充実を図るとともに、引き続き、関係機関と連携しながら継続的に広報、啓発活動を実施してまいりたいと考えております。

また、多くの地域で健康体操等の行事が行われておりますことから、その参加者等へ啓発の活動、固定電話へ接続する自動通話録音機の貸し出し、市民へ発送する際の封筒への注意喚起文の印字などについて検討してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） ただいまご答弁いただき大変ありがとうございました。

私は、市民に聞く手法として、パブリック・コメントモニター制度を考えてみてもいいのではないかと思います。パブリック・コメントモニター制度をはじめとして、例えば、市103町あるのですから、町会長さんにパブリック・コメントモニターに参加をお願いするなどの方法も考えられるのではないかと思います。

パブリック・コメントについては理解いたしました。ありがとうございました。

次、特殊詐欺防止の取り組みである注意喚起について、要望させていただきます。

特殊詐欺被害防止の取り組みとして、あらゆる面から特殊詐欺防止の取り組みで注意喚起をしていくことが第一と考えます。振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は、今や高齢者ばかりでな

く、多くの年齢層が標的とされており、高齢者は老後の大切な蓄えをだましとられるという犯罪は決して許すことのできるものではありません。

特殊詐欺の犯罪は犯行手口を変化させており、最近では現金を直接受け取る手口のほか、キャッシュカード等をだましとり暗証番号を聞き出す手口や現金のかわりに電子マネーのギフトを購入させ、ギフト券のID情報を電子メールで送信させるなどの手口も発生していると聞いています。

自治会の老人会等において、高齢者に対する広報啓発のほか、犯人が犯行でかたる息子、孫の世代に対する対策として、企業や学校等の協力を得て、振り込め詐欺の犯行形態や予防の周知を図るとともに、実家や自宅へ留守番電話の活用などの予防、普及促進などを図って、今後もこれらの対策を徹底していただきたいと思います。

特殊詐欺防止の取り組みのご答弁いただき大変ありがとうございました。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。